

令和 5 年 3 月 1 0 日

白石町長 田島健一 様

白石町町民協働推進会議

委員長

五十嵐 勉

「白石町町民協働推進会議」に関する報告書

本会議は、白石町における町民協働の推進による地域づくりに関する検討を重ね、今後の町政において取り組むべき事項を、下記にまとめたので、ここに報告する。

1. 町民協働の推進による地域づくりに必要なこと

本町においては、平成 30 年 4 月に「協働による地域づくり検討委員会」を設置し、町民協働による地域づくりの必要性や、概ね小学校区を単位とする「地域づくり協議会」の設立に関わる方法などについて検討し、令和 3 年 12 月に「白石町町民協働によるまちづくりに関する提言書」を取りまとめた。

本推進会議においては、町民協働による地域づくりのモデル地区としての須古地区や六角地区での取り組みの成果や課題、および他の自治体での参考事例について検討した。

その結果、参加と協働による地域づくりを、町全域で実践するために、白石町「町民協働の推進による地域づくり条例（仮称）」を制定することを提案する。

2. 「白石町町民協働の推進による地域づくり条例（仮称）」の制定

(1) 条例の位置付け

町民協働を推進させるためには、「宣言」や「指針」等の制定による参加と協働に関する意識の啓発には効果が期待されるが、町全域での地域づくり協議会の設立を促すためには、条例の制定が必要である。ただし、本条例は住民主体の地域づくりの基本的な方向性、活動の基本となる地域づくり協議会の位置付け、及び協議会と町の役割などを定める「理念条例」が最適である。

(2) 条例の構成

制定する条例は、前文、目的、基本理念、町・町民の責務、地域づくり協議会の組織と取り組みの基本的事項、および協議会と町の役割分担や町による支援などから構成されるのが望ましい。

(3) 条例の制定に向けて

本条例の制定に際しては、「町民協働の推進による地域づくり条例検討会議（仮称）」を設置し、町民・各種団体・学識経験者等を含む委員によって構成し、町民の理解を得ながら進めるものとする。

【参考資料】

- ・町民協働推進会議設置要綱及び会議録
- ・他の自治体における協働の推進に関連する条例の参考事例